

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和3年度 第3回寒川町指定管理者選定委員会会議		
開催日時	令和3年10月28日（木） 午後3時00分～午後4時20分		
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》		
	学識経験者〔条例第12条第3項第1号〕		
	企業経営に識見を有する者〔規則第2条第1項第1号〕		
	公認会計士		
	社会保険労務士		
	行政運営に識見を有する者〔規則第2条第1項第2号〕		
	神奈川大学法学部教授		
	寒川町まちづくり推進会議の代表		
	町職員〔条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項〕		
	畑村副町長（委員長）		
野崎総務部長（副委員長）			
深澤企画部長			
内田教育次長			
《対象施設の職員》			
高橋陽一（教育政策課長）、山口明子（副主幹）			
伊藤正治（総務課長）、高木秀彰（専任主幹）			
《事務局職員》財産管理課			
濁川英明（課長）、杉崎圭太（副主幹）、守屋利明（主査）、竹内智洋（主任主事）赤崎平（主任主事）、			
議 題	(1) 寒川総合図書館・寒川文書館の指定管理者候補者の選定に係る審査について (2) その他		
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申（委員会としての審査結果）の確定		
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため 〔規則第7条〕

議事の経過

○開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回寒川町指定管理者選定委員会会議を開始いたします。

前回に引き続き、皆様大変お忙しいところご出席くださいます誠にありがとうございます。

早速ではありますが、本委員会についての説明と、会議運営について確認事項を2点説明いたします。

まず、本委員会については、議事内容により委員の構成を変更する形となっております。本日は、指定管理者になろうとする団体等を公募した場合にあたるため、「寒川町指定管理者選定委員会規則第4条」の規定により、学識経験者並びに副町長、総務部長、企画部長及び審査の対象となる公の施設を所管する教育次長での会議開催となります。

続きまして、会議運営についての確認事項を2点申し上げます。

1点目でございます。本委員会の会議につきましては、委員会規則第7条により非公開となっておりますことから、委員の皆様の氏名や肩書を積極的にHP等で公表することは、現時点で考えておりません。しかしながら、寒川町情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合には、必要に応じて皆様の氏名等を公表することとなりますので、ご承知おきください。

2点目でございます。応募団体に関する情報につきましては、審査の結果、候補者となった第1位の団体につきまして、その名称を公表して参りますので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

委員会の説明及び会議運営に関する確認事項は以上でございます。

これより議題となりますので、委員長に議事進行をお願い致します。

○議題

(1) 寒川総合図書館・寒川文書館の指定管理者候補者の選定に係る審査について

(委員長)

それでは、議事を進めてまいります。

議題の「寒川総合図書館・寒川文書館の指定管理者候補者の選定に係る審査について」ということで、当該施設の候補者選定に関する審査に入ります。

初めに、審査方法に関する提案をいたします。

「寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準」では、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とするとしており、応募者が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。

そこで、「寒川町指定管理者選定委員会規則第10条」により、「この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」との規定がございます。

従いまして、具体的な審査に関する提案を事務局より説明いたしますので、事務局の説明を聞いた後、皆様からのご意見を頂き、審査方法を決定したいと思います。

では、事務局よりお願いします。

(事務局)

- ①プレゼンは 20 分間の提案とし 10 分の質疑により行う。なお質疑に関しては延長の可能性もありますので、ご了承ください。
 - ②審査方法は、寒川総合図書館・寒川文書館の審査基準に基づき、お手元に配布した採点表を用いて、5段階評価で採点を行う。
 - ③応募団体が 1 団体のみであったため、すべて 3 点であった場合の点数を基準点とし、その基準点を超えた場合は「可」とする。
 - ④全て 3 点だった場合の基準点に、本日の委員数である 8 人を乗じた点数 1,056 点をボーダーラインとし、その点数を超えた場合に候補者とする。
- 事務局からの説明は以上です。

(委員長)

ただいまの提案に対し、何かご意見等ございますか。

ご意見が無ければ、この時間の審査方法につきましては、事務局提案のとおりといたしますが、よろしいでしょうか。

次にプレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思えます。対象施設の所管である教育政策課より説明をお願いします。

(高橋課長)

寒川町教育委員会教育政策課長の高橋と申します。

それでは、寒川総合図書館、寒川文書館の指定管理者候補者の選定にあたりまして、町としての基本的な考え方や施設概要、審査基準等についてご説明させていただきます。

寒川総合図書館は、町民からの永年の強い要望を受けて平成 18 年 11 月に開館。多様化する町民ニーズに応え、将来的に持続可能で、質の高い図書館サービスを提供するため、平成 29 年度に直営方式から指定管理者へ管理運営を移行いたしました。

今回、契約期間の 5 年間の満了するため、あらためて令和 4 年度から指定管理者を募集し、本日、指定管理者候補者の選定をお願いするものです。

なお、同施設内の寒川文書館の運営に関しては直営を継続することとし、施設の維持管理に関しては、引き続き図書館と一体で指定管理者制度を導入するものといたします。

指定期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間といたします。

図書館運営に関する基本的な考え方といたしましては、仕様書にも記載いたしましたが 8 点ございまして、

- 1 現行のサービス水準を損ねることなく、その向上に努めること。
- 2 町民の知的源泉となり、暮らしに役立つ図書館サービスを行うこと。
- 3 多様化、高度化する学習要求と高齢化、国際化などの社会的変化に対応できる資料を整備、充実すること。

- 4 児童生徒に対するサービスを積極的に行い、自発的な学習習慣を育成すること。
- 5 個人情報保護に努め、読書の秘密を守ること。
- 6 町民や利用者の意見を広く管理運営に反映すること。
- 7 施設を良好な状態で維持管理するとともに、安全、快適な運営に努めること。
- 8 効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

また、運営にあたっての4本柱といたしまして、

1. 知識と勤務に情熱を持った専門職員の配置
2. 活発な図書館運営を担保するための、図書購入費の確保
3. 町民の知的欲求に応えられる資料の充実と、県立・他市町村立図書館等との連携
4. 町民をはぐくみ、町民に育てられる図書館としての地域・学校・企業等との連携を位置づけています。

施設の概要ですが、寒川総合図書館については、

・延床面積 4,707.14 m²

鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建てでありまして、4階部分が寒川文書館となります。

また、分室は2館、いずれも公民館図書室ですが、寒川総合図書館北部分室は、寒川町北部文化福祉会館2階、寒川総合図書館南部分室は、寒川町南部文化福祉会館1階にございます。

続きまして、施設の運営状況等ですが、令和元年度実績として、

- ① 蔵書数 245,248 点
- ② 来館者数 312,532 人
- ③ 資料貸出点数 319,210 点
- ④ 利用登録者数 21,647 人

また、資料の収集・貸出のほか、資料展示や企画事業にも熱心に取り組んでいます。

審査基準につきましては、8個の大項目と、その中に29の小項目がございます。

特に重要と思われる項目につきましては、倍率を2倍に設定しています。

そのなかでも

- 1の(3)サービスの向上に意欲的に取り組む姿勢があるか。
 - 3の(2)住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているか。
 - 5の(1)当該分野において地域の核となる施設を目指す事業計画となっているか。
 - 7の(1)図書館奉仕の考え方は町民(特に子ども)の読書活動の普及に十分か。
 - 8の(1)同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- これらの項目にぜひご注目いただきながら、審査をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひ致します。

(委員長)

ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

質問がなければ、応募団体に入室していただきます。

(委員長)

それでは、準備が整ったようですので、始めたいと思います。

今回は、寒川総合図書館・寒川文書館の指定管理者に関し、応募いただきましてありがとうございます。

ただいまから、「TRC・相鉄企業体」様のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

プレゼンテーションが終了しました。委員の皆さんは採点表へご記入いただき、終わった方は事務局へ提出願います。

なお、最終集計を行う時間が必要になりますことから、会議再開は、15分後とし、それまで休憩とさせていただきます。

<休憩>

(委員長)

それでは、会議を再開します。事務局から集計結果の報告を事務局より願います。

(事務局)

それでは、寒川総合図書館・寒川文書館の総合得点について、報告いたします。

TRC・相鉄企業体の総合得点は1,273点となり、ボーダーラインとなりました1,056点を超えております。報告は以上です。

(委員長)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川総合図書館・寒川文書館」につきましては、総合得点が1,273点でボーダーラインとなりました1,056点を超えておりますので、本委員会としましては、「TRC・相鉄企業体」を当該施設の指定管理者候補とする旨を審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長)

本日の議事につきましては以上となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか

(委員)

事前に頂いた進行表の時間配分のところで、プレゼンは20分で遵守されていますが、質疑のところは10分となっていますが、今日は1時間でした。来られる企業さんもこれを見て10分ぐらいかなと思うと1時間とかもある。今後は日によっては2社、3社となると後ろが遅れてしまうの

で、何回かやると平均的な時間が見えてくると思います。全体的の進行がずれてしまうとみなさんのご都合もありますから、現実的な30分ぐらいがいいかなと感じました。意見でございます。

(委員長)

担当が企画部から総務部が変わったところで上手く引き継がれていないこともあるのと思います。みなさん2, 3問は質問をしていただいているので、それを想定して時間配分を事務局の方で割り当ててください。

(2) その他

(委員長)

本日の議事につきましては、以上となりますが、委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何かあればお願いします。

(事務局)

事務局より2点連絡がございます。

1点目は今後のスケジュールとなります。

寒川総合図書館・寒川文書館の指定管理者候補者として、「TRC・相鉄企業体」を選定する旨の結果を頂きました。この結果を町長及び教育長へ答申いたします。

その後、教育委員会定例会での決定をもって指定管理者候補者として決定致します。

さらに、町議会12月会議に議案として上程しまして、その議決をもって指定管理者として指定し、来年4月より管理業務をスタートするという流れになります。

2点目は、次回委員会の日程でございます。

次回委員会は、例年実施しております年度末の総括評価の確認のために開催を予定しております。詳細な日程につきましては、時期が近づきましたら事務局よりご連絡いたします。事務局からは以上となります。

(委員長)

最後に委員の皆様から何かございますか。

無いようでしたら、本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しします。

(事務局)

本日は長い時間に渡りありがとうございました。また先週の第2回に引き続きましてありがとうございました。これで令和3年度第3回寒川町指定管理者選定委員会を閉会します。お疲れ様でございました。

○閉会

配付資料

資料：応募団体の申請書類（非公開）

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

委員長 畑村 正樹 (令和3年11月25日確定)